

## 【協力依頼】

# 電気工事業者が掲示すべき標識内容のホームページ等での掲載について

電気工事業者の皆様には、登録・届出を受けた電気工事業者であることを消費者が容易に識別できるように、**標識の掲示が義務**づけられている**営業所及び電気工事の施工場所に加え、自社ホームページ等**においても標識と同様の内容を掲載いただきますようご協力をお願いします。

近年、消費者等から、電気工事業者を仲介するウェブサイト等において紹介されている業者が適法な電気工事業者であるかの確認の問い合わせや、未登録業者又は無資格者による電気工事に関する通報等が増えています。

消費者等が容易に識別し、**安心して電気工事を依頼**できるように、自社ホームページ等への掲載にご協力いただきますようお願いいたします。

参考1.電気工事業の業務の適正化に関する法律の逐条解説（第25条解説1. 参照）

参考2.経済産業省HP

「電気工事業者が掲示すべき標識内容のホームページ等での掲載（について（協力依頼）」

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/11/20231110-1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/11/20231110-1.html)

